

第5節 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

【施策番号214】

文部科学省においては、道徳教育の一層の充実を図るため、「心のノート」を全面改訂して作成した道徳教育用教材「私たちの道徳」を全国の小・中学生に配布した。本冊子においては、児童生徒が生命の尊さや大切さについて自らの考えを深められるような題材を盛り込むなど、命を大切に作る心の育成を図っている。また、教育再生実行会議の第一次提言等を踏まえ、道徳に係る教育課程の改善等について中央教育審議会に諮問し、平成26年10月21日に「道徳に係る教育課程の改善等について」（答申）が取りまとめられた。

答申においては、道徳の時間について、学習指導要領に示された内容をより体系的に学ぶことができるよう道徳の時間を「特別の教科

道徳」（仮称）として位置付けることなどが提言されており、文部科学省においては、答申の内容を踏まえ、学習指導要領の一部改正等を行った。また、内閣府が作成している犯罪被害者等に関する啓発教材について、文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322248.htm）においても紹介している。さらに、児童生徒の健全育成を目的とした、小・中・高等学校等における2泊3日以上宿泊体験活動の取組を支援している。

(2) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

【施策番号215】

文部科学省においては、「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえ、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における指導方法の改善充実について実践

的な研究を行う「人権教育研究推進事業」を実施している。

また、学校における人権教育に関する指導方法の在り方等について調査研究を行う「人権教育の指導方法の在り方等に関する調査研究」等を実施し、平成20年3月に「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm）をまとめた。

さらに、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者が参加する「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催するとともに、独立行政法人教員研修センターにおいて「人権教育指導者養成研修」を実施している。

(3) 学校における犯罪抑止教育の充実

【施策番号216】

文部科学省においては、平成18年5月に「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を作成して、各教育委員会・学校等に配布し、これらを活用して警察との連携の下、非行防止教室の実施を始めとした犯罪抑止教育の充実を図っている。

(4) 子どもへの暴力抑止のための参加型学習への取組

【施策番号217】

文部科学省においては、上記「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を活用した非行防止教室の実施を始め、子供への暴力防止のための参加型学習の取組を推進している。

(5) 家庭における命の教育への支援の推進

【施策番号218】

文部科学省においては、命の大切さを実感

させる意義等を記述している「家庭教育手帳」を文部科学省ホームページへ掲載し(http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/2006_techou/mokuji.htm#1), 全国の教育委員会やPTA, 子育て支援団体等が主催する家庭教育に関する講座等での活用を促している。

(6) 中学生・高校生を対象とした講演会の実施

【施策番号219】

警察においては、教育委員会等の関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会である「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等への配慮や協力への意識の涵養に努めている。この効果を更に向上させるため、警察庁では、文部科学省の後援を得るなどして、全国の中学生・高校生から募集した作文の中から選定した優秀作品の受賞者を一堂に集め、表彰する「命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール」を平成23年度から開催している。また、あらゆる機会において、広く国民の参加を募り犯罪被害者等による講演会を実施したり、大学生を対象にした犯罪被害者支援に関する講義を行うなど、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運を醸成し、犯罪被害者支援の充実を図っている。

(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

【施策番号220】

法務省においては、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育（法教育）を推進しており、法教育に関する取組について多角的な視点から検討するため、法教育推進協議会を開催している。

同協議会においては、現在、現行の学習指導要領を踏まえた、学校教育における法教育

の実践の在り方や、教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方について多角的な視点から検討を行うため、学校における法教育の実践状況について調査を実施している。平成24年度には小学校、25年度には中学校、26年度には普通科高等学校において調査を行った。そしてその結果を踏まえ、25年度には小学生向け、26年度には中学生向けの法教育教材を作成の上、全国の小学校、中学校等へそれぞれ送付した。

また、学校現場等へ法教育情報を提供することによって、法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレットを作成し、全国の教育委員会等に配布している。

(8) 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施

【施策番号221】

P103コラム15「犯罪被害者週間の実施」参照

コラム15

犯罪被害者週間の実施

基本法第20条において、「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする」とされています。これを受け、第1次基本計画時から、内閣府においては、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）における集中的な広報啓発事業を実施することとし、これは第2次基本計画でもそのまま引き継がれています。

9回目となる平成26年度は内閣府事業として、12月1日に東京で中央イベントを開催しました。また、地方行事として、熊本県（11月25日）、埼玉県（11月29日）とそれぞれ共催で、イベントを開催しました。

○ 中央イベント

中央イベントでは、「基本法の制定によって何が変わったのかー被害者支援の歩みと、今後の課題ー」をテーマとした基調講演や「声なき声。その支援を考える」と題したパネルディスカッション等を行いました。

基調講演では、公益社団法人被害者支援都民センター理事長・東京医科歯科大学名誉教授の山上皓氏に、基本法制定から10年という節目に際して、我が国の犯罪被害者支援の歩みを振り返るとともに、今後の課題について御講演いただきました。

また、パネルディスカッションでは、公益社団法人紀の国被害者支援センター訓練委員長・臨床心理士の上野和久氏をコーディネーターに、各パネリストの方々から、自ら被害を訴えることが困難な犯罪被害者等に、寄り添い、私たちができる支援等について語っていただきました。



主催者挨拶

○ 埼玉大会

埼玉大会では、基調講演「性犯罪被害にあうということ」及びパネルディスカッション「性暴力被害とその支援について」を実施するとともに、犯罪被害者関係団体を含む多数のパネル展示等を行いました。

基調講演では、「性犯罪被害にあうということ」著者小林美佳氏に、御自身の体験と、性犯罪被害者が求めている支援についてお話いただきました。

パネルディスカッションでは、公益財団法人東京都医学総合研究所副所長（当時）飛鳥井望氏をコーディネーターに、弁護士で特定非営利活動法人レイプクライシスセンターTSUBOMI代表望月晶子氏、越谷市立病院名誉教授で公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター理事山本勉氏、埼玉県警察本部職員をパネリストとし、それぞれの立場から性犯罪被害者への支援について御意見をいただきました。

また、最後に県立松伏高等学校合唱部によるミニコンサートを行いました。



ミニコンサート

来場者からは「誰にも相談できずに悩んでいる人が全国にたくさんいることを知った。」「被害者の気持ちを理解することが大切であることを知った。」「被害体験を思い出してしまったが、高校生の合唱で癒された。」など多くの声をいただきました。

○ 熊本大会

熊本大会は、性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置に向けた検討が始まったことに伴い、広く県民に関心を持っていただくため「性暴力被害者の現状と支援」をテーマとして開催しました。

基調講演では、性暴力被害者であり、性暴力被害者支援看護師（SANE）として被害者への支援活動をしている山本潤氏に、御自身の体験を踏まえて被害者に現れる症状や支援の在り方について話していただきました。さらに、熊本県の現状について、スクールソーシャルワーカー、弁護士、くまもと被害者支援センター相談員、警察官といった支援に実際に携わっている方々に報告していただきました。



事例報告

この大会に参加していただいた方には、被害者が抱える苦しみと、関係機関だけではなく周囲を取り巻く多くの方々の理解と支えが必要なことを認識していただけたものと思います。

今後も、関係機関と連携して性暴力被害者への更なる支援の充実と県民への周知に取り組んでいきたいと考えています。

これら犯罪被害者週間行事の開催状況の詳細は、内閣府犯罪被害者等施策ホームページで公開しています（<http://www8.cao.go.jp/hanzai/joho/week/week.html#tsudoi>）。

また、平成19年度から、犯罪被害者等に関する標語を募集しています。26年度は、応募作品約2,700点の中から広島市在住の成松颯都^{なりまつはやと}さんの「傷ついた心をささえる 僕らの手」が最優秀作品として選ばれ、中央イベントで表彰されました。この最優秀作品を用いた犯罪被害者週間のポスター等を全国の地方公共団体に送付して、広報啓発事業に利用していただくとともに、地下鉄や関係諸機関、大学等で掲示していただきました。



犯罪被害者週間ポスター

また、平成26年度も、各都道府県が独自に実施した広報啓発事業についての情報を集約し、内閣府犯罪被害者等施策ホームページやフェイスブックで広報しました。最終的には、全都道府県で講演会、パネル展示等様々な活動が展開されたところです。

内閣府では、今後も、11月25日から12月1日までの「犯罪被害者週間」の広報啓発が全国を挙げての取組として周知が図られるよう努めてまいりたいと考えています。

(9) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施

【施策番号222】

ア 内閣に置かれた男女共同参画推進本部においては、毎年11月12日から11月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。内閣府においては、期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

東京タワーのパープルライトアップ （平成26年11月12日）



【施策番号223】

イ 内閣府においては、春（平成26年は4月6日から同月15日）と秋（同年9月21日から同月30日）の全国交通安全運動において、子供と高齢者の交通事故防止を基本として、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く国民に訴えた。

全国交通安全運動



【施策番号224】

ウ 法務省においては、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、人権週間（毎年12月4日から同月10日）を始めとする様々な機会に、犯罪被害者等の人権や犯罪被害者支援をテーマとした講演会・研修会の開催、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施している。

【施策番号225】

エ 厚生労働省においては、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図るため、平成16年から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した広報・啓発活動を実施している。26年度においては、「ためらわず知らせてつなぐ 命の輪」を月間標語として決定し、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の和歌山県和歌山市での開催（11月24日）、広報用ポスター・リーフレットや児童相談所全国共通ダイヤル紹介しおりの作成・配布、政府広報を活用した各種媒体（ラジオ、インターネットテレビ等）により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発した。